

札幌市下水道事業会計規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和5年9月 2 / 日

札幌市長

秋元克彦



札幌市規則第 38 号

札幌市下水道事業会計規則の一部を改正する規則

札幌市下水道事業会計規則（平成11年規則第29号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第47条中「(様式27)」を削り、「をして」を「に、」に、「明りょう」を「明瞭」に改め、同条ただし書を削り、同条第2号中「法人名」を「、法人名」に改め、同条第3号中「及び請求印」を削り、同条に次の3項を加える。
  - 2 債権者が消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第7号の2に規定する適格請求書発行事業者である場合における請求書には、請求者に、前項各号に掲げる事項のほか、同法第57条の4第1項各号に掲げる事項（当該請求書が消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第70条の11各号に掲げる事業に係るものであるときは、同法第57条の4第2項各号に掲げる事項）を明瞭に記載させなければならない。
  - 3 請求書には、請求印を押印させなければならない。
  - 4 前3項の規定にかかわらず、金銭企業出納員が認めた場合は、第1項若しくは第2項の規定による記載の一部又は前項の規定による押印を省略することができる。
- (2) 第79条第1項中「次に」を「、次に」に改め、同項第4号中「き損」を「毀損」に改め、同条第2項を削る。
- (3) 第133条中「第243条の2の2第1項後段」を「第243条の2の8第1項後段」に改める。
- (4) 様式27（その1）及び様式27（その2）を次のように改める。

様式27 削除

## 附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。ただし、第79条の改正規定は公布の日から、第133条の改正規定は令和6年4月1日から施行する。